

別表2（第4条関係）

区域外就学承認基準

承認事由	必要書類	受付区分等
(1) 指定校への通学が、距離、道路環境及び通学上の安全確保等の観点から、区域外就学を希望する学校（以下「希望校」という。）に比較し著しく支障があると認められる場合	(小・中) 自宅、学区域校及び希望校の位置関係がわかる図面 (中) 診断書等、在籍する小学校長の意見書	小学生の新入学時又は經常学年 中学生は原則として認めない。ただし、生徒の病気・虚弱を理由とする場合で、診断書、在籍する小学校の校長の意見書等から、やむを得ないと認められる場合のみ受付
(2) 慢性疾患等により、希望校学区域内の病院に長期間、定期的に通院加療を必要とすると認められる場合	診断書等	小・中学生の新入学時又は經常学年 承認期間は、原則として療養期間とする。
(3) 1年以内に希望校学区域内に転入することが確定している場合	建築確認書、建築請負契約書、売買・賃貸借契約書等	小・中学生の新入学時又は經常学年
(4) 共働き、母子、父子家庭等、保護者の就労により下校後の保護・監督者がいないため、希望校学区域内の親類等に預けざるを得ない場合	(小・中) 勤務証明、預かり証明書 (中) 申立書等、在籍する小学校長の意見書	小学生は原則として新入学時のみ受付 中学生は原則として認めない。ただし、生徒の心身の状況、在籍する小学校長の意見書等から、やむを得ないと認められる場合のみ受付
(5) 保護者が、希望校学区域内で就労し、保護者の勤務地から登下校させる必要がある場合（自営の場合の店舗・工場等を含む。）	勤務証明書 営業許可書等	原則として小学生の新入学時のみ受付。 学童保育室、児童館等（以下「学童保育室等」という。）を活用しても、学童保育室等の開始時刻及び終了時刻までの送迎が間に合わず、居住自治体の学校に通わせることが困難と認められる場合に限る。
(6) 保護者が、就労のため、勤務地又は通勤時の利用駅の学区域校を希望する場合	勤務証明書等	原則として小学生の新入学時のみ受付。 学童保育室等を活用しても、学童保育室等の開始時刻及び終了時刻までの送迎が間に合わず、居住自治体の学校に通わせ

		ることが困難と認められる場合に限る。
(7) 保護者等の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等やむを得ない生活上の事情により、児童・生徒を保護・監督できない状況にあり、希望校学区域内の近親者等に委託せざるを得ないと認められる場合	診断書その他保護者の事情の証明書 預かり証明書等	小・中学生の新入学時又は経常学年 承認期間は、申請事由が解消されるまでの期間とする。
(8) 保護者が希望校学区域内に居住する祖母等の看病のため、長期間自宅を離れることが見込まれ、そこから通学することがやむを得ないと認められる場合	診断書等 (病気・怪我で入院していないことを証明できるもの)	小・中学生の新入学時又は経常学年 承認期間は、申請事由が解消されるまでの期間とする。
(9) 新入学に際して、希望校の学区域が指定校の学区域に隣接する場合であって、児童・生徒の性格等により、いじめ又は不登校の要因が内在され、又はかなりの程度が予見される等、幼稚園・小学校等の交友関係を特に考慮する必要があると認められる場合	(小・中)学区域図等の写し (小)幼稚園の在園証明書 (中)在籍する小学校長の意見書	原則として小学生の新入学時のみ受付。ただし、足立区内の幼稚園等に在園していることを前提とする。 中学生は原則として認めない。ただし、現に足立区内の小学校に在籍し、当該在籍校の校長意見書等から、やむを得ないと認められる場合のみ受付するものとする。 交友関係確認、事実関係の把握
(10) 希望校に兄・姉が在学しており、通学や学校と家庭との連絡等の関係から、同一校に通学させることが適当と認められる場合	(小・中)兄・姉の在学証明書 (中)在籍する小学校長の意見書	原則として小学生の新入学時のみ受付 中学生は原則として認めない。ただし、在籍する小学校長の意見書等から、やむを得ないと認められる場合のみ受付
(11) 学校行事、PTA活動等への参加や家屋の移転時期の都合等により、一定期間(学期末又は学年末等)引き続き通学させることが望ましいとの学校長の意見がある場合	校長意見書	小・中学校の転出時
(12) 児童・生徒の内向的性格、部活動の継続、家庭環境等により、転出にともない転校させることが本人に著しい負担あるいは不利益となるため、教育的配慮により卒業まで引き続き通学させることが望ましいとの学校長の意見がある場合	校長意見書	小・中学校の転出時
(13) その他、教育委員会が特に必要と認めた場合		

備考

- 1 申請書に住民票の全部事項証明を添付のうえ、事由ごとの必要書類を提出する。
- 2 区域外就学の承認は、「承認基準」に基づき学校が指定されるものであるため、本基準に該当しない場合、足立区内に住所を有さない人の足立区立小・中学校への就学は、認めないものとする。
- 3 承認事由の欄中(3)、(11)、(12)又は(13)の事由に該当する場合を除いては、抽選校及び凍結校への希望はできないものとする。また、承認事由の欄中(2)、(4)から(8)までの事由に該当する場合で、該当事由の所在地の学区区域校が抽選校又は凍結校の場合に限り、学区域が隣接している学校への就学を認める。
- 4 足立区立の小学校に区域外就学していた場合でも、足立区立中学校への区域外就学の承認は本基準に沿って判断する。
- 5 区域外就学の場合でも、足立区立の小学校、中学校へは、徒歩又は公共交通機関を利用して通学するものとする。自転車通学や車での送迎は、原則として認めない。